

(その1)

収 支 報 告 書

令和6年分

(年 月 日開催分)

(ふりがな) いしだまさとしこうえんかい
1 政治団体の名称 石田真敏後援会

2 主たる事務所の所在地 和歌山県岩出市宮83 ホテルいとう1階

3 代表者の氏名 辻 寛

4 会計責任者の氏名 上 泰治

事務担当者の氏名 金盛 智奈美

(電話) 0736-69-0123

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部	☒ その他の政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有 ☒ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
石田 真敏
公職の種類
衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額					6	5	9	5	6	0	8
(前 年 か ら の 繰 越 額)						9	9	5	6	0	8
(本 年 の 収 入 額)					5	6	0	0	0	0	0
支 出 総 額					6	0	1	2	3	5	0
翌 年 へ の 繰 越 額						5	8	3	2	5	8

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
員 数											0 ^人

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額						備 考			
(ア) 個 人 か ら の 寄 附							0				
(ア) (うち特定寄附)							0				
(イ) 法人その他の団体からの寄附							0				
(ウ) 政治団体からの寄附				5	0	0	0	0	0	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				5	0	0	0	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)							0				
イ 政党匿名寄附							0				
合 計 (ア + イ)				5	0	0	0	0	0	0	

(その6)

(6) その他の収入													
行番号	摘 要	金 額										備 考	
		十 億	百 万	千	円								
1	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年1月23日 事務所費負担分
2	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年2月22日 事務所費負担分
3	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年3月21日 事務所費負担分
4	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年4月23日 事務所費負担分
5	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年5月22日 事務所費負担分
6	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年6月21日 事務所費負担分
7	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年7月22日 事務所費負担分
8	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年8月21日 事務所費負担分
9	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年9月25日 事務所費負担分
10	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年10月21日 事務所費負担分
11	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年11月20日 事務所費負担分
12	自由民主党和歌山県衆議院比例区第一支部			5	0	0	0	0					令和6年12月20日 事務所費負担分
	こ の 頁 の 小 計			6	0	0	0	0	0	0			
	1件10万円未満のもの										0		
	合 計			6	0	0	0	0	0	0			

(その7)

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分		3.政治団体			
行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金 額						年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考		
		十億	百万	千	円								
1	真政会		1	0	0	0	0	0	0	R6/3/7	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館313号室	石田 真敏	
2	真政会		1	0	0	0	0	0	0	R6/4/30	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館313号室	石田 真敏	
3	真政会		1	0	0	0	0	0	0	R6/7/2	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館313号室	石田 真敏	
4	真政会		1	0	0	0	0	0	0	R6/9/26	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館313号室	石田 真敏	
5	真政会		1	0	0	0	0	0	0	R6/11/12	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館313号室	石田 真敏	
6	(小計)		5	0	0	0	0	0	0				
													</

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										備 考	
項 目		金 額									
1 経 常 経 費		十億		百万		千		円			
(1) 人 件 費			2		1	3	2		2	3	0
(2) 光 熱 水 費					4	3	4		1	5	7
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費					1	8	1		2	3	6
(4) 事 務 所 費			2		9	2	2		2	7	7
小 計			5		6	6	9		9	0	0
2 政 治 活 動 費											0
(1) 組 織 活 動 費											0
(2) 選 挙 関 係 費											0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費											0
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費											0
イ 宣 伝 事 業 費											0
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費											0
エ そ の 他 の 事 業 費											0
(4) 調 査 研 究 費											0
(5) 寄 附 ・ 交 付 金											0
(6) そ の 他 の 経 費					3	4	2		4	5	0
小 計					3	4	2		4	5	0
合 計			6		0	1	2		3	5	0

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 2.光熱水費								
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務 所の所在地）	備考			
16	電気・水道代				3	0	6	6	7	R6/11/7	ホテルいとう	和歌山県岩出市宮83	
17	電気・水道代				2	7	1	2	6	R6/12/3	ホテルいとう	和歌山県岩出市宮83	
									</				

(その14)

[illegible]

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分		4.事務所費				
行番号	支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所 の所在地）	備考		
1	顧問料					2	2	0	0	0	R6/1/9	弁護士 有田佳秀	和歌山市福町37 アズビル5階	
2	電話料金					1	6	4	0	4	R6/1/10	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
3	家賃					1	6	3	7	7	R6/1/23	ホテルいとう	和歌山県岩出市宮83	
4	顧問料					2	2	0	0	0	R6/2/6	弁護士 有田佳秀	和歌山市福町37 アズビル5階	
5	電話料金					1	7	0	9	4	R6/2/13	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
6	家賃					1	6	3	7	7	R6/2/22	ホテルいとう	和歌山県岩出市宮83	
7	顧問料					2	2	0	0	0	R6/3/7	弁護士 有田佳秀	和歌山市福町37 アズビル5階	
8	電話料金					1	6	4	1	5	R6/3/11	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
9	家賃					1	6	3	7	7	R6/3/21	ホテルいとう	和歌山県岩出市宮83	
10	顧問料					2	2	0	0	0	R6/4/2	弁護士 有田佳秀	和歌山市福町37 アズビル5階	
11	電話料金					1	6	0	5	5	R6/4/10	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
12	家賃					1	6	3	7	7	R6/4/23	ホテルいとう	和歌山県岩出市宮83	
13	顧問料					2	2	0	0	0	R6/5/7	弁護士 有田佳秀	和歌山市福町37 アズビル5階	
14	電話料金					1	5	5	5	3	R6/5/10	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
15	郵便料金					1	0	9	6	8	R6/5/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
	この頁の小計					8	5	7	5	9				
	その他の支出													
	合 計													

(その14)

[illegible]

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分 4.事務所費						
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所 の所在地）	備考		
46	運賃料金								R6/12/26	佐川急便株式会社	京都市南区上鳥羽角田町68番地		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 9.その他の経費 (1)			
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考
1	ETC代					2	6	9	7	0	
2	ETC代					2	9	6	3	0	
3	ETC代					2	8	8	4	0	
4	ETC代					2	1	8	2	0	
5	ETC代					3	0	1	1	0	
6	ETC代					2	5	7	8	0	
7	ETC代					2	6	2	4	0	
8	ETC代					3	7	5	0	0	
9	ETC代					1	7	6	4	0	
10	ETC代					3	0	3	5	0	
11	ETC代					3	6	3	2	0	
12	ETC代					3	1	2	5	0	
	この頁の小計					3	4	2	4	5	0
	その他の支出										0
	合 計					3	4	2	4	5	0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年2月15日

政治団体の名称 石田真敏後援会

会計責任者の氏名 上 泰治

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その15	*1	借入金返済 (E T Cクレジットカード)
9.その他の経費 (借入金返済 (E T Cクレジットカード))		

政治資金監査報告書

令和7年2月 15 日

石田真敏後援会

代表者 辻 寛 殿

登録政治資金監査人

宮 尾 文 也

登録番号第 158 号

研修終了年月日 平成 20 年 12 月 25 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、石田真敏後援会の令和6年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。
- (4) この政治資金監査は、石田真敏後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

石田真敏後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、石田真敏後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上